

歴史学と博物館

山本悠三

The History and the Museum

Yuzo YAMAMOTO

1

かつて歴史学と博物館の間には遠い距離があった。その理由はいくつかある。博物館が社会教育施設であるが故に社会教育研究の対象として、あるいは博物館論として検討すべきものとされ、歴史学の側から積極的にアプローチをすることがなかったことによる。たとえあっても、それは個人的な関心や研究上の必要に迫られたときだけであり、多分に一過性のものですらあった。歴史学の研究者はそこにかかわることが威厳を損なうことにでもなるかの如く、むしろ避けて通ってきたともいえよう。

また、博物館では古文書を除く“もの”資料の扱いが主であった。そのことは古文書という史料が博物館における展示に馴じみにくいこともあるが、そのことがまた古文書を史料として扱う歴史学＝文献史学との距離を広げることにもなった。さらに、博物館の“もの”資料に対して考古学や民俗学が関心を示すことはあっても、歴史学は興味を示すことはなかったのである。

このような意識や対応がまったく払拭されたとはいえないにしても、歴史学と博物館の関係には近年著しい変化がみられるようになった。そのことは最近の学会誌や専門誌、あるいは学会報告などをみると、歴史学の側から博物館を巡る研究や論議が盛んにおこなわれていることから明らかである。たとえば、歴史科学協議会の機関誌『歴史評論』では、「今日の歴史資料館」（1987年11月）、「地域博物館・資料館の今日」（1990年7月）、「博物館展示と歴史研究」（1994年2月）などの特集を組み、地方史研究協議会の機関誌『地方史研究』でも博物館や文書館の特集が組まれている。¹⁾

その他、日本史関係の情報誌的な役割を持つ『歴史手帖』でも、しばしば博物館の特集を試みている。²⁾ また、学会報告としては歴史学研究会が1994年度の大会報告の一つに特設部会を設け、「歴史博物館の現状と未来」というテーマで三本の報告を組んでいる。³⁾ さらに、日本学術会議歴史学研究連絡委員会などの主催によるシンポジウムが1995年9月の第一回に続いて、翌96年11月にも実施され、「地域博物館とその未来像」というテーマで四本の報告が

おこなわれている。

このように歴史学から博物館へのアプローチをみる事が出来るようになってきたが⁴⁾、以上の研究や論稿のタイトルや内容を一瞥するとき、歴史学が博物館に向きあうようになった事情やそこでの問題点などは三つあると考えられる。一つは博物館の学芸員という職務に関してである。二つは歴史系博物館の設置に関してである。三つは博物館における展示叙述に関してである。以下この三点について検討していくが、そのうち二と三は重複するところがあるので一つにまとめることにしたい。

2

第一の博物館の学芸員という職務に関してであるが、「博物館と学芸員」、「学芸員問題を考える」などの特集を組んでいる『歴史手帖』からみておきたい。前者は1990年6月に開催された日本学術会議の考古学研究連絡委員会と文化人類学・民俗学研究連絡委員会の合同ヒアリングの報告書を兼ねている。巻頭の西垣晴次「博物館と学芸員 — 日本学術会議合同ヒアリング —」によれば、「かねてから博物館における学芸員の果たす役割、研究者としての位置、養成等の事が話題になっていた」が、「それぞれの委員の学芸員についての認識は当然のことながら差があった」ため、「共通の認識をうる」必要から合同ヒアリングを開催したとある。

ここでは学芸員という職務が関心を持たれる理由として二点を挙げている。一点は博物館を研究機関として、制度的にも内容的にも位置づけることにより、新しい日本の学問(術)体制を考え、作り出していく第一歩とするというものである。二点は同じく学術体制にかかわる問題であるが、オーバードクター問題を念頭に置いて、博物館を大学院修了者の受け皿として活用すべきものとし、事実多くの者が学芸員として就職していることから、研究者として養成された能力が博物館において大いに活用されるべきものであるというものである。

この見解は合同ヒアリングの最大公約的なものであるのか、西垣の個人的なものであるのかはあきらかではないが(ひとまず後者としておきたい)、この提言はその後大きなインパクトを与えていくことになる。また、このヒアリングでは数人の学芸員からも現場の体験を踏まえた報告が寄せられていた。

そのうち寺田良喜「学芸員問題について — 東京都世田谷区立郷土資料館を例として —」では、「既存の中小規模の自治体における博物館の大部分の現状は、実質的には展示、普及活動が中心で、研究機関とは言い難く、「学芸員が研究者たるには、身分的にも、施設、設備あるいは研究に要する経費等においても不十分」である。そこで博物館を研究機関とするには「まず博物館における研究設備、研究費(研究用図書購入費や学会出張費など)といった、研究活動を行う上での基本的な必要条件を確保」し、組織的には「展示・普及部門と調査・研究部門」に分離する。そして、学芸員もそれぞれの担当者を別個に確保するが、それらは固定化せずにローテーションを組み、相互の研究を踏まえながら「その成果を論文、報告書等で発表」

すべきであると主張する。そこには博物館学芸員の置かれている現状と一つの方向が示されているといえよう。

その他、田中宏之「学芸員問題について ― 群馬県立歴史博物館を例として ―」、小川直之「学芸員をめぐる諸問題」等も報告されている。前者では学芸員の職務には「学術研究者として、専門技術者として、教育者として」の諸側面があるが、それらは「同じ重さの職務である」から、学芸員＝学術研究者という位置づけにはならない。しかし、「展示をとおして何かを観覧者へ訴えようとしている」のであれば、「どの資料を展示するかについて」の調査、研究が求められることから、おのずと学芸員には学術研究者としての資質が厳しく要求されることになる、としている。

また、後者では「学芸員の専門性」は歴史とか考古、民俗、美術史、自然史などの「学問領域のいずれかの研究者として発揮されるべき」であるから、「学問的専門がない人が学芸員になった場合には」個人としても博物館としても不幸である。また、学芸員といってもさまざまであるが、その職務の学問的な専門性が増していることは確実であるから、「職制上も専門職として明確に位置づけ」られるべきであり、さらに「専門領域の学会への公的出張」が認められるなど、研究職として位置づけられるべきであるとしている。

寺田、田中、小川の三報告はそれぞれにニュアンスの違いがあるものの、いずれも博物館を研究機関として、また学芸員を研究者としてみなすべきであるとする点では一致している。それは西垣によって述べられた先の見解を補足する位置にあるともいえよう。

日本学術会議の合同ヒアリングは第一回に続いて1992年4月に第二回が開催されている。先述の『歴史手帖』の「学芸員問題を考える」は、「博物館と学芸員」と同様その報告書を兼ねるものである。そこでは総括的な立場から倉田公裕「日本の博物館における学芸員の諸問題について」と題する報告があり、それに対する質疑応答がみられた。

倉田の報告は自身の博物館勤務の体験も踏まえたものであるが、その論旨を要約して述べるとすれば、博物館がよりすぐれた研究機関となることを望むものの、博物館は資料の研究プロパーの機関ではないはずである。しかし、学芸員は資料の研究志向が強く、資料の研究者という意識がみられる、とする。さらに、学芸員は保存科学、展示、教育、普及の仕事をも求められるオールラウンドプレーヤーであるから、資料の研究を第一義的な仕事とはみなすべきではないというものであった。博物館を研究機関、学芸員を研究者とする前提を無条件に認めない倉田の見解は、西垣のそれと明らかに異なっている。倉田は西垣の見解に異論を唱えることを主眼としているわけではないが、両者の見解の差異はそのまま博物館および学芸員がどうあるべきかの差異を意味するものであるといえよう。

この後、合同ヒアリングで示された見解に対する批判がみられていく。そのうち、まず斉藤新「地域博物館の課題」（『地方史研究』1990年12月号所収）をみておきたい。それは浜松市博物館の学芸員の立場からの「歴史系の地域博物館のあり方について」の提言であるが、そ

の付論に「いわゆる『学芸員問題』について」が載せられている。そこでは「博物館は研究機関たるべきであり、「学部卒で就職した学芸員には研究者としての資格がなく、研究者として養成された大学院修了者こそ学芸員にふさわしく、これが制度として確立すればオーバードクターの就職問題」も解決の方向にむかうとする西垣の提案に対して、斉藤は「地域博物館は研究機関であるべきなのか」と問う。

たしかに、学芸員は「資料の調査や整理の過程で、あるいは展示や講座などの企画の段階で、研究に従事しなくてはならない」が、「これらの研究は、資料・情報の公開によって市民の学習に資することを目的とし、または具体的な事業の充実を目的としておこなわれる」ものであって、「学芸員ないし学芸員集団の自己目的的研究は、地域博物館のになうべき役割にとって意味が乏しい」こと。さらに「博物館における研究の蓄積が、結果として地域外の専門研究者にとって便利な存在になることはあっても、博物館じたいは学術体制に寄与することを目的としていない」と主張する。

そして、「ほんらい地方自治体の労働者は、どのセクションにあっても、その社会的役割の発揮のためにきびしい研究が求められる」べきであるから、「学芸員がみずからを特殊視して研究職の自己主張をするよりも、すべての自治体労働者に共通する課題として」研究に取り組むべきであると説く。このような筋道で考えるとき「大学院修了者が学部卒で就職した学芸員よりも優秀であるとは認められない」し、「大学院修了者を拒否するいわれもない」が、「いっぽう学部卒業者を締め出す理由」もないとする。つまり、オーバードクターの就職問題をいうのであれば、「彼らを受け入れる研究機関の数は限られているし、大学等の定員が増員される見通しは明るくない」とする点こそ問題があるのであって、「これを安易に地域博物館に転嫁するのはフェアではない」と述べ、西垣の見解と対立する。

この対立は研究者としての西垣と、博物館の現場で長らく学芸員として勤務した斉藤の立脚点の相違に基づくものでもあったが、これ以外にも西垣に対する批判的な見解をいくつかみることが出来る。

その一つとして、歴史学と博物館のありかたを考える会「歴史系博物館・資料館の現状と問題点」（『歴史科学』134号 1993年）をみておきたい。この会は大阪府内の博物館関係者によって1991年1月に設立されたものである。⁵⁾ それによれば、学芸員に対して「専門職」あるいは「研究職」という期待をもって採用試験に応募するケースが多く、また博物館法にも「研究」もしくは「専門的事項をつかさどる」といった文言があることから、研究職のイメージを持たれる場合がある。しかし、博物館における研究は「すぐ目に見える形で成果が還元される調査研究」であって、研究一般に対して高い評価が示されているわけではなく、研究はあくまでも多くの業務の中のひとつでしかない。そのため、個人の研究活動は「勤務時間外に自宅で行う場合が圧倒的に多く、費用の問題にしても「研究費が支給される例はほとんどなく、「自腹を切った調査などは日常茶飯事の状態である」としている。

さらに、学界側が学芸員を研究職として評価していることに関して、大学院修了者の場合にはそれぞれに研究者としての道を歩んできており、それゆえに明確な研究課題を持っている。それに対して、全国の博物館施設を見渡すとき、個人の研究課題と所属する施設での担当が細部にわたって一致することはまずない。たとえば日本中世仏教史の専攻者が日本中世史全般の担当として採用されたとすれば、それは最も好運という状況にあるというものである。したがって、学芸員の採用条件として修士課程修了を条件とすべきとの意見もあるが、全国に散らばる多くの中小博物館施設に採用したい人材は、ある特定の分野にしか興味をもたない人ではなく（この点は小川とも異なっている）、興味範囲の広い人であって、そのことと学部卒か大学院修了者かどうかということは無関係のはずである、というものであった。

このような批判的な見解としては、もう一つ君塚仁彦「転換期を迎える博物館」（『月刊社会教育』448号 1993年）をみておきたい。君塚も「学芸員の専門性を構成するファクターの一部として、『研究の専門性』を位置づけ、それを認識するのはけっして錯誤ではない」が、「『研究の専門性』とは、あくまでも学芸員の専門性を構成する要素の一つであるということ、より強く再認識する必要がある」と述べ、研究活動を相対化する視点を打ちだしている。また、博物館を見学する際に時々感じる「敷居の高さ」が、「研究の専門性」を自認する学芸員の姿勢によって作り出されている場合があるが、それは戒めるべき行為であることを指摘していた。

これらの見解は博物館を研究機関、学芸員を研究職として位置づけることをまったく否定してはいないが、そのことに距離を置いている点では一致している。この点は先述の寺田など三人の見解と異なるようにみえる。しかし、それらも博物館を研究機関、学芸員を研究職とみなしつつも、現実には多くの困難があることを認めているので、それぞれは一方が願望に比重を置き、もう一方が実態を冷静に見据える、という視覚の違いと採れなくもない。私は学芸員とはその職種の一つに研究を含むものの、それ自身が研究職としてあるのではないとする理解の方が正しいと思うが、それでもそこに研究職という期待が重く掛かるのは、西垣が指摘するような事情によるものであり、そのような事情も重要な側面として受けとめておくべきかもしれない。

3

歴史学が博物館と向きあう第二の事情は、博物館の設置に占める歴史系博物館の割合にある。伊藤寿朗によれば近代以降107年間の開館年数をみると、明治期から敗戦前（1871～1945年）までに総数631館であったものが、昭和戦後期（1945～1977年）には2538館が建てられ、それだけで全体の77.2%に達していると指摘する。また、昭和戦後期にあつては1960年代以降の急増が特徴的であり、1977年以降は毎年150館が新たに開館している。そこに小規模な博物館（たとえば博物館相当施設など）も含めれば、1990年現在で4500館が開館しているとする。⁶⁾

ただ、日本博物館協会編『博物館研究』322号（1995年3月）によれば、1993年度の時点で博物館総数は3105館となっており、1990年時点の4500館と比べてもかなりの開きがある。この点については伊藤の指摘にもあるように、4500館の中には日本博物館協会ではカウントをしない小規模な博物館相当施設まで含まれているためである。日本博物館協会が算出した3105館のうち、歴史区分に属するものは1366館でほぼ半数に達している。ちなみに、区分としては総合、郷土、美術、歴史、自然史、理工、動物園、水族館、植物園、そして動・水・植併設の10種類である。歴史区分のほかに郷土区分に属する458館を加えると、全体の60%近くになる。つまり、博物館の半数以上は歴史系博物館ということになる。

では、歴史系博物館の設置が顕著であることはどのようなことを意味するのであろうか。

一つは1989年の文部省調査で二億人以上の入館者が記録されており、未回答館の数を加えると年間三億人以上が利用していることになる⁷⁾、といわれている。単純に考えた場合その半数以上が歴史系博物館を見学していることになるが、そこでの観覧は国民の歴史意識に一定の影響を与えていることになると考えられよう。したがって、歴史学がこの現実を無視して通る訳にはいかないことになる。この問題に歴史学がどう向き合うのかについては、一見する限りでははっきりとしてはいないが、今後の重要な検討課題となるように思われる。

二つは歴史系博物館の利用に関する提案に係わることである。この点について君塚は、公文書館法が保存・収集の主対象をいわゆる行政文書に置いていること。また、多くの小規模自治体では行政機構や財政の関係から独立の文書館を設置出来ない状況にある中で、各地に設立される歴史系博物館において資(史)料の収集、保存活動を積極的に推めるべきであると提案している。⁸⁾

この際問題となることは、文書館の場合そこでの収集対象は文献史料ということになる。一方、博物館では資(史)料を収集、保存するとともに、展示、公開する役割があるが、“もの”資料と異なり文献史料(古文書)は展示に馴染みにくい性質があり、それゆえに文献史料を扱う歴史学とも距離があったことは先述のとおりである。したがって、資(史)料の収集、保存のみであればともかく、展示にも重点がある以上、博物館が文書館の役割を肩代りすべきとの提案は、文書館と博物館のそれぞれの機能に違いがある以上、単純に肯定することにはためらいがある。なお、ここで述べた博物館における“もの”資料と文献史料の扱いについては、歴史学と博物館の根幹にかかわる問題でもあるので、後で改めて検討したい。

三つは菅根幸裕「歴史博物館に関する一考察 — 総合歴史資料館への試論 —」（『日本史学集録』10号 1990年）の問題提起に係わることである。それによれば、従来博物館建設はその前提として歴史資(史)料の存在があったとする。たとえば、仙台市博物館の建設にあたっては、伊達家から政宗をはじめとする歴代藩主や仙台藩に関する古文書や遺品の寄贈が仙台市にあり、それらの保管、展示が必要となったため仙台市博物館の建設がすすめられた経緯がある。つまり、仙台市博物館でははじめから展示品に恵まれており、それによる観覧者を期待するこ

とが出来た条件が整っていたことになる。

このような条件は近世の大藩が置かれていた仙台や鹿児島、金沢、熊本などでは可能であるが、それ以外の小規模の地方都市においては事情が異なっている。というのは、地方小都市にとって一つのステータスを意味することにもなるため、競って博物館の建設がすすめられた。ところが、建設した博物館に何を展示するのかは後回しになっていた。その結果、その地方小都市とは無関係な観覧者が喜びそうな甲冑や刀剣が揃えられたり、東京国立博物館などに所蔵されている「名品」を借用して展示をすることになる。そのためこの博物館でも同じような展示内容となってしまうことになる。

菅根はこの弊害を身を持って体験したとのことであるが、それでも弊害を最小限に食い止めるためには、展示をする場合でもただ編年を追うだけではなく、その地域のオリジナリティを一つでも二つでもよいから、インパクトとして与える必要があると指摘している。このことは「どの村(旧村)も、すべて固有の歴史を持ち、ムラ構造もムラ文化も同じではないから、その地域の文化的・産業的・地形的な特長をつかんで徹底的に地域主義に徹した展示内容をとることが大切である」⁹⁾と説く林英夫の指摘にも通じる。林はさらに博物館や資料館には「宝物をみせる場という意識があり、自分たちの町には、他に対して誇りうるような『歴史』がないという、皇国史観に遠因する劣等意識が遺されている」ため、「村人の一人一人が、歴史の主体であったという原点にたって展示プランをたて直す必要がある」とも説いた。¹⁰⁾

このような指摘は重要であるものの、そのことがただちに地方自治体に設置された歴史系博物館のかかえる問題点の解決につながるわけではない。「村人の一人一人が、歴史の主体」であるとする林の指摘にもかかわらず、村人は「皇国史観に遠因する劣等意識」から抜け切れていないとも思わない。また、「徹底的に地域主義に徹した」とはいえ、地方自治体に設立されたことがそのまま地域主義とはならないことは、菅根の指摘した事例からもあきらかである。

ところで、菅根が紹介した事例の中で歴史系博物館の展示品として甲冑や刀剣を挙げたが、それら“もの”資料は博物館の展示としては馴じむが、歴史学＝文献史学の研究対象としてはストレートに結びつかないものである。その一方、博物館における展示としては文献史料（古文書）が馴じみにくいことは幾度か指摘したが、改めて歴史学と博物館の展示叙述との関連を問題とせざるをえないであろう。そこで、第三の問題点の検討に移ることにしたい。

この問題について積極的な発言を続けてきた湯浅隆（国立歴史民族博物館）は、「歴史系博物館の研究と展示 — 既存の文献史学との関連で —」（『ミュージアム』466号 1990年）、「歴史系博物館における史料研究」（『歴史評論』495号 1991年）、「博物館の史料をとりまく状況」（『歴史手帖』20巻3号 1992年）などの論稿を発表している。その主張を要約すると、近年、「歴史学のありようが変化して」おり、その変化は歴史学の「関心のは範囲を大きく広げ」ることになり、「これに伴って研究の対象や分析する史・資料の範囲を拡大し」たとする。そのため、「歴史の研究は文書を唯一絶対の史料とするという思い込みから、近頃は文

書をはじめ、その他の有効な資料もあわせておこなうもの「に変わり」、「近年では、歴史的景観の保存にも視野の広がり」がみられ、「文書類と文献以外の諸史料との垣根を取り払っている」というものである。

概要は以上のとおりであるが、もう少し具体的にみておこう。湯浅によれば「従来の歴史学は、言語というメディアの特性の範囲内で展開され」ており、「その研究は、主として文献資(史一引用者)料の字句を解釈」し、「言語を媒介とした概念のなかで論理的に構成され、文章という手段で表現された」ものであるとする。このような歴史研究の方法および成果発表手段の有効な領域が、文献史学の成果の範囲であるが、従来はこの文献史学の対象領域を歴史学全体の主要な対象領域と錯覚していたのではないかと問題提起をする。さらに、文献史学は歴史学の全対象領域のうち、文献資(史)料の操作が容易で、文献史料の内容から導きだしやすい領域の解明に限定されていたのではなからうかとも述べている。つまり、文献史学は歴史学研究全体の一部であって、歴史学がそのまま文献史学とイコールではないというものである。

ということは、歴史学には「文献史学の問題関心・方法論でカバーできない領域」があることになる。そして、文献史学以外の領域を対象とする資料を“もの”資料に求めている。“もの”資料とは具体的にいえば絵画資料、歴史景観、埋蔵文化財(遺跡、遺物など)などである。ただし、文献のもつ史料としての内容と、“もの”のもつ資料としての内容は「当然のことながら同一ではな」く、それぞれの属性も異なるから、そこに内包される情報もおのずと異なっている。

さらに、文献史学の手法を用いても“もの”資料から歴史史料を引き出す力量は弱く、そのため“もの”資料が持っている豊富な情報を汲み取ることが出来ないとする。そこで、“もの”資料に固有の情報を汲み取るためには、博物館における展示叙述が最も有効な手段として浮び上がってくることになる。つまり、博物館の存在形態とそこで扱う資料の特性、その利点を生かした研究というものを見た場合、博物館こそが文献史学で扱えなかった、もしくは扱いにくかった領域をカバーすることが出来るのであり、博物館における歴史研究の成果は、文献史学の特性を生かした研究成果と協業関係を結んで歴史学研究全体の進展に寄与することが出来る。しかも、今後の方向としては、博物館における歴史研究は文献史学をも包摂した形で展開していくであろう、とも説く。

また、歴史学研究における資(史)料の扱いについて、文書以外にも眼を向けなければならないのではなく、目的に対して最適な資(史)料を使えばよいだけのことであり、明らかにすべき事項があつてそれが文献資料からは明らかにしにくければ、「史料がない」と諦めずに、文献史料以外の資(史)料にも当たってみるというだけのことである。そうすれば歴史学が実証のために利用できる資(史)料の範囲が拡大し、歴史学研究に新しい展望が開けるとも述べている。そして、柳田国男が既成の歴史学では説けない領域に踏み込んで民俗学を創出し、そのことによって歴史学自体が変わってきたのと同じように、歴史系博物館がみずから独自の研究機関

と変えることにより、歴史学が総体としてより発展する状況が生まれると締めくくる。

湯浅の論旨は以上のとおりであるが、ここには歴史学研究の根幹に抵触する問題が含まれている。というのは、文献史学は歴史学の研究対象となる全領域をカバーしたものではない、もしくは歴史学の研究方法は文献史学以外にも求められるという点である。このことは博物館における“もの”資料をも歴史学の研究対象に位置づけるための、逆説的な前提であるとも考えられる。

しかし、歴史学とは文字の解釈によって事実関係を復元する学問であり、それはまさしく文献史学に限られるものではなからうか。もちろんその方法によって明らかにされる範囲は限られるが、歴史学は本来その範囲のものであるから、歴史学にそれ以上の要求をすることは出来ない。ある特定の時代の全体像に対しては、その一部分の復元に歴史学が寄与することが出来るだけである。そして、全体像を解明するにあたり、絵画資料や歴史景観、埋蔵文化財などを利用出来るとしても、それらは考古学や美術史の研究対象であって、歴史学研究の手法によって復元出来る性質のものではない。¹¹⁾したがって、「目的に対して最適な資(史)料を使えばよい」とはいえ、歴史学が扱い得る史料にはおのずと限界がある。

“もの”資料まで歴史学の分析対象としなくても、これまで“もの”資料を研究対象とする考古学などの成果を吸収することで、歴史学の発展が促されてきた。“もの”資料に内在する情報を引き出す上で有効といわれる博物館の展示叙述も、“もの”資料をそのまま歴史学の手法で処理しきれない課題が残る以上、そのような位置づけで理解すべきではなからうか。

註

- 1) 「地方史研究と博物館」(1981年4月)、「地方史研究と文書館」(1984年4月)、「地方史研究と文書館II」(1985年4月)、「歴史史料の活用」(1990年12月)など。
- 2) 「博物館と学芸員」(1990年9月)、「古文書と博物館」(1992年3月)、「学芸員問題を考える」(1992年11月)、「博物館の地域史」(1994年1月)など。
- 3) 『歴史学研究』1994年10月増刊号に掲載。ちなみに三本の報告は、君塚仁彦「歴史系博物館の発展と現在の課題」、新井勝紘「近代民衆史と展示表現の自由」、山辺昌彦「平和博物館の現状と課題」である。
- 4) その他の歴史学関係の機関誌では、『歴史科学』134号(1993年)、『歴史地理教育』531号(1995年)などで特集が組まれているほか、地方史研究協議会の1996年度の大会が江戸東京博物館で開催されていることも注目されるべきことである。
- 5) 『歴史手帖』25巻2号 1997年 16頁
- 6) 「地域博物館の思考」(『歴史評論』483号 1990年) 2～3頁
- 7) 伊藤寿朗『ひらけ博物館』岩波ブックレット 188号 1991年 6頁
- 8) 君塚仁彦「歴史資料保存・利用と地域博物館の役割」(『歴史評論』463号 1988年)

42頁

9) 林英夫「歴史系資料館と歴史学」(『歴史評論』451号 1987年) 5頁

10) 同前

11) 深谷克己は「歴史学の側も、社会の歴史認識がヴィジュアルでカラフルな方向へ好みを強めていくなかで遺物や絵画へ史料対象をひろげ、大きな研究成果をあげるようになってきているが、その場合にも、物や絵は分析対象であって歴史の認識と叙述は『活字の本文』を通してという姿勢は崩してこなかった」(「歴史の展示の意味を考える」『歴史評論』526号 1994年)と指摘している。なお、絵画資料については黒田日出男の一連の研究(たとえば『謎解き洛中洛外図』〈岩波新書〉、『歴史としての御伽草子』〈ペリかん社〉)が一つの試みをしており、着目に値する。